

地方自治法改正の施行通知について

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

（平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 32 号、各都道府県総務部長、議会事務局長宛、自治省行政課長）

平成 12 年 5 月 31 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）の施行については、平成 12 年 5 月 31 日付け自治行第 31 号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 国会に対する議会の意見書の提出に関する事項

国会への意見書の具体的提出方法については、衆議院事務局及び参議院事務局からの要請を踏まえて上で、別途、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会から、普通地方公共団体（以下「団体」という。）及び特別区の議会の各議長あて通知される予定であるので留意すること。

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

- (1) 今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。
- (2) 政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。
- (3) 政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和 39 年 5 月 28 日付け自治給第 208 号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見を求めるなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。
- (4) 従来、都道府県において政務調査費と同趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成 13 年 4 月 1 日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

3 常任委員会の数の制限の廃止に関する事項

常任委員会に係る条例の制定又は改廃にあたっては、常任委員会制度が広汎かつ多岐にわたり、専門化、技術化している団体の事務を合理的、能率的に調査又は審議するために設けられたものであることに十分配慮し、濫設等の批判を招くことがないよう留意すること。

（出典：議員・職員のための 議会運営の実際 17（自治日報社））